

懸案となっている空家

NO.14 滝井西町

構造：木造瓦葺2階建（登記）

所有者：建物所有者と土地所有者は同じ

その他：2軒長屋で、1軒ごとに所有者が異なる

写真についてはスライドにて紹介

勧告文書内容（抜粋）

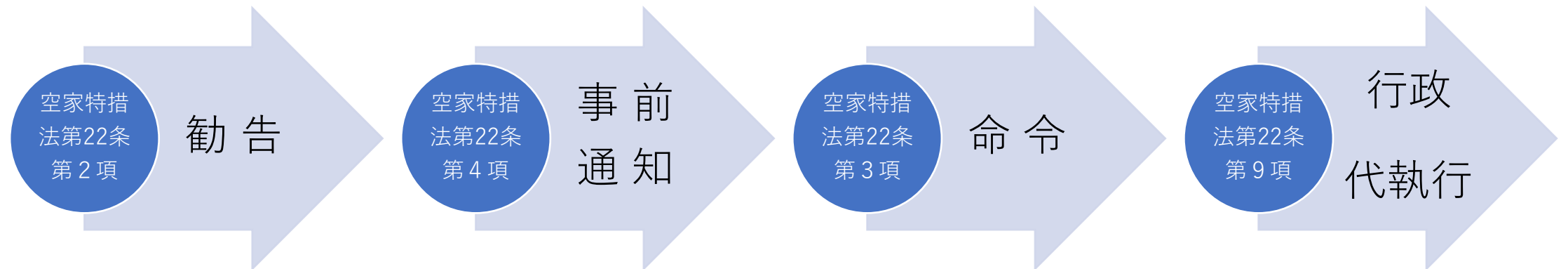
勧告に係る措置内容	改修する場合は判定表による基準値が100点未満となること。また改修しない場合は建築物の除却及び除去により発生する内部又はその敷地に残置されている動産等を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること。
指導に至った理由	外壁が著しく剥落し、はりの腐朽、破損により建築物崩壊のおそれがあるため
措置の期限	令和7年9月30日

所有者等の対応状況

令和6年1月15日	特定空家等に認定
令和6年1月30日	<u>空家特措法22条第1項に基づく指導文書送付（第1回目）</u>
令和6年6月11日	<u>空家特措法22条第1項に基づく指導文書送付（第2回目）</u>
令和6年8月26日	<u>空家特措法22条第1項に基づく指導文書送付（第3回目）</u>
令和7年6月18日～	建物所有者に複数回指導
令和7年8月26日	建物所有者に来庁してもらい、対応しなければ勧告する旨を説明
令和7年8月29日	<u>空家特措法22条第2項に基づく勧告</u>
令和7年10月2日	建物所有者を来庁してもらい、行政代執行までのスケジュールを共有
令和7年10月10日	建物所有者と現場で再度、行政代執行に至ることとなった経緯を説明
令和7年10月29日	建物所有者と電話で現状報告を聞き取る

所有者の主張

- ・ 勧告の措置内容とは別の改修方法で想定しており年内を目安に実施する
→具体的な実施計画や建設会社との工事契約書等を市は求めているが提出する様子はなし
- ・ 現況がこのようになったのは隣接長屋の解体工事が影響していると主張しており、隣接建物を解体した業者を訴訟するので、証拠保存のために自身の建物をこのまま残したい
→証拠保存として残されていても危険であるため、弁護士や裁判所等と協議をし、措置内容を満たすように市は指導しているが、具体的な行動はされていない



今後のスケジュール

法に基づく手続き等

令和6年1月30日	<u>空家特措法22条第1項に基づく指導文書送付（第1回目）</u>
令和6年6月11日	<u>空家特措法22条第1項に基づく指導文書送付（第2回目）</u>
令和6年8月26日	<u>空家特措法22条第1項に基づく指導文書送付（第3回目）</u>
令和7年8月29日	<u>空家特措法22条第2項に基づく勧告</u>
令和7年11月下旬	空家特措法第22条第4項に基づく命令に係る事前通知
令和7年12月中旬	空家特措法第22条第3項に基づく命令 空家特措法第22条第13項及び第14項に基づく標識の設置、HP等での公示 行政代執行法第3条第1項に基づく戒告
令和8年1月中旬	工事入札公告
令和8年2月上旬	工事業者契約
令和8年3月上旬	行政代執行法第3条第2項に基づく通知
令和8年3月上旬	空家特措法第22条第9項に基づく行政代執行の実施
令和8年3月下旬以降	行政代執行法第5条に基づく費用の徴収

予算措置

令和7年11月下旬	補正予算計上のための内部調整
令和7年12月19日	本会議での予算成立